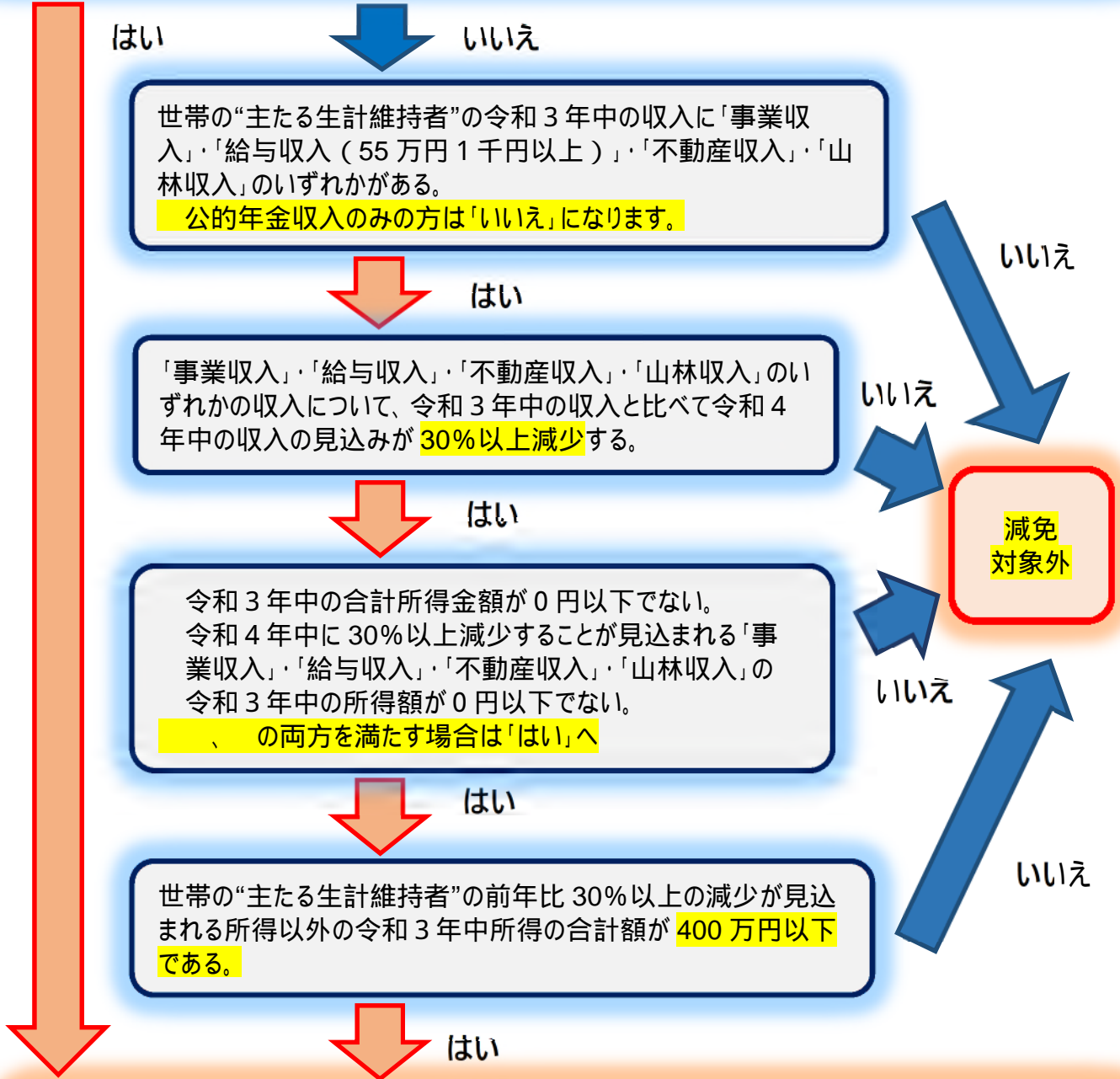


介護保険料減免（新型コロナウイルス感染症関係）判定簡易フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民票上の同一世帯の“主たる生計維持者”が死亡、又は重篤な傷病（1か月以上の入院治療を要する）を負った。



減免の対象になる場合があります。

減免を受けられる方は、被保険者ごとに申請が必要です。
必要書類を添付の上、申請書を郵送又は介護保険課（福祉会館1階19番窓口）に提出してください。

< 必要書類 >

- ・（共通）：減免申請書（様式はホームページからダウンロードもできます。）
- ・（死亡、重篤な傷病）：死亡診断書、入院証明書、医師による診断書等
- ・（収入減少）：令和3年中の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の控え等）
：令和4年中の収入がわかる書類（給与明細書、収支内訳書等）